

芦屋市地域クラブ募集要項（案）

芦屋市・芦屋市教育委員会

「芦屋市地域クラブ活動基本方針」（令和７年７月策定予定）（以下、「基本方針」という。）に沿って、中学生が地域の中で、スポーツ・芸術文化活動等、多様な活動に継続して参加できる機会を提供できる団体等を募集する。

１ 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしている団体等であること

- (1) 「基本方針」を遵守して活動を運営、実施できること
- (2) 中学生をはじめ、定員の範囲内で参加を希望する地域住民の受け入れができること
- (3) 活動の組織・方針等が示されている「会則」を設けていること（任意の様式）
- (4) 中学校の部活動が終了し地域クラブの活動が始まる令和８年８月までに活動の体制が整えられること
- (5) 参加者及び代表者、指導者等は、スポーツ保険など必要な保険（個人賠償責任保険を含む）に加入すること
- (6) 団体等の構成員は、18歳以上であること（高校生は不可）
- (7) 団体等の構成員は、芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと
- (8) 芦屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体であること
- (9) 芦屋市、芦屋市教育委員会が主催する研修を必ず受講すること
- (10) 特定の政治・宗教を支持し、またはそれに反対する活動をしないこと

２ 対象者

市内在住の中学生を中心としつつ、市外の中学生の受け入れもできる。既存の組織・団体が新たに地域クラブとして中学生を受け入れて、中学生と地域住民と一緒に活動することもできる。

３ 活動場所

活動場所は、応募する団体等が確保する。応募にあたっては、芦屋市立中学校の施設（運動場、体育館、特別教室等）を活動場所として申請することができる。ただし、学校施設の使用を希望する団体の応募状況によって調整が必要となるため、希望どおりの活動場所、活動日数にならない場合がある。また、活動人数が少ない、活動が低調な団体等については、中学校施設の使用を認めない、または、使用施設の変更を求めることがある。

４ 定員

各団体等で任意に設定する。

5 活動時間

各団体等で任意で設定する。ただし、学校の施設を利用して活動する場合は、学校の放課後の時間とし、平日は16時～19時の間の2時間を活動の基本とする。ただし、土日、祝祭日、長期休業中はこの限りではない。いずれも、学校の教育活動等に支障が出ないよう、事前に学校と協議したうえで活動時間を決定する。

6 会費

活動の維持・運営に必要な範囲とし、参加者や保護者に理解が得られる金額とする。可能な限り低額になるよう努める。

7 選考スケジュール

(1) 質問受付と回答

本募集に関し、不明な点がある場合は、質問書（様式1）を提出先に記載しているEメールアドレス宛に提出すること。提出された質問に対する回答は、芦屋市教育委員会のホームページに掲載する。

① 質問状の提出期限 令和7年〇月〇日（ ）

② 回答予定日 令和7年〇月〇日（ ）

(2) 応募に係る申請書類

① 「会則」（様式2） * 任意様式で可

② クラブの活動方針（様式3）

③ 確認書（様式4）

提出期限 令和7年 月 日（ ）

(3) 選定方法等

「基本方針」に沿った活動が可能かどうかの観点から書類審査及び代表者との面談を行い選定する。なお、必要に応じて電話等により提出書類の内容について、確認や相談を行うことがある。

8 選定結果の通知

選定の結果は、令和7年〇月末に各団体に文書で通知するとともに、審査に合格した団体等は、芦屋市教育委員会のホームページで公表する。また、応募の状況により、追加募集を行うことがある。なお、選定結果に関する問い合わせには一切応じない。

9 その他

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 芦屋市・芦屋市教育委員会は、部活動の地域展開推進のため必要と認める場合は、提出書類の内容等を無断で使用する可能性がある。

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合、応募の無効、登録の取消し措置を講ずる。